

# 「産学官連携と知的財産」 分科会提言

2005年6月25日

## ・「取得」から「活用」へ：新たな展開に向けて

研究開発の成果の多くは、産業技術として活用されることにより財・サービスを生み出し、国民生活・経済社会に還元される。すなわち、知の創造と蓄積・発信に加えその活用により、社会は科学技術の恩恵を享受することができる。こうした視点を重視して、産学官連携の強化を通じ、産業技術力の強化を図ることが必要である。

大学や公的研究機関等（以下、「大学等」と言う。）の知的財産活動については、ここ数年間で研究成果の機関一元管理が進められるなど、権利取得のための体制整備が着実に進められており、大学等の知的財産の活用を通じた産学官連携を推進するための環境が整ってきた。産学官連携は第2フェーズに入りつつあり、今後、大学等及び産業界は、産学官連携を通じて、優れた知的財産の創造及び活用に対してこれまで以上に積極的に取り組むことが求められている。そのためには、大学等及び産業界は、各々の立場、属性、組織風土、知的財産に対する考え方等の違いを理解し、相互に連携を取りつつ、WIN-WINの関係を構築していくことが重要である。

本分科会は、このような観点から、産業界、大学等及び政府が、今後、以下の方策に積極的に取り組むことを提言する。

## ・「創造的」知的財産戦略：その具体的取組

### 1. 新展開

大学等は、個々の機関が自らの産学官連携ポリシー、知的財産ポリシー等を明確化し、産学官連携の新たな展開に向けた知的財産の創造・活用戦略を構築する。

## 地域

- (1) 地域の大学等と企業は、地域の自然資源や既存企業のノウハウを活かして、新たな知的財産を創造し、地域特有の新規事業の創設に積極的に取り組む。
- (2) そのため、大学等は、共同研究の推進や地域振興に向けた活用上の問題点やニーズの把握のための情報交換を行うなど、地方公共団体や公設試験研究機関との連携を強化する。
- (3) また、大学等は、地域貢献への取組を積極的に進めるべく地域の中小・ベンチャー企業との連携を行うとともに、企業に対する技術指導を研究者の本来業務の一つとして認めることなどにより積極的に推進する。
- (4) 政府は、全国各地において特色ある発明や創作が次々と生み出されてくるよう、共同研究に対して資金的支援を行う。また、産学連携コーディネータや特許流通アドバイザーなどの専門家の確保・育成に対して積極的に支援するとともに、各種アドバイザー、コーディネータなどの有機的連携を図る。

## 大型

- (5) 独創的かつ革新的な研究シーズを有する大学は、企業との連携について、個 - 個（単独の研究者と単独企業）の共同研究のみならず、強い特許群獲得のためのプロジェクト型連携に対して積極的に取り組む。
- (6) 政府は、このような大型のプロジェクト型連携に対して、マッチングファンド等資金的支援を実施する。この際、大学と企業の本来の特質に十分配慮する。

## 国際

- (7) 大学等及び企業は、産学官連携による研究成果について海外においても積極的に権利取得し、その事業化を推進する。
- (8) 大学等及び企業は、貴重な研究成果に関する情報がいたずらに流出しないよう、情報管理・秘密管理を研究者に対して徹底する。
- (9) 政府は、「営業秘密管理指針」や「技術流出防止指針」について、企業や大学等に広く周知する。

## 2. 事業創造

産業界は、今までの自前主義から脱却し、将来の顧客や競合者等も含めたネットワークやアライアンスを構築の上、様々なリソースや経験則を共有するオープン・イノベーションの考え方に立つことが必要である。大学等及び産業界は、優れた知的財産というシーズを市場や社会のニーズと結びつけ、様々なリソースを融合しつつ、いわゆる「魔の川」「死の谷」「ダーウィンの海」を乗り越えて事業創造に積極的に取り組む。

### 産・学・官の相互理解の醸成

産学官連携活動の促進のため、産学官はそれぞれ以下の取組を行う。

- (1) 企業は、技術開発戦略の再定義とアライアンス戦略の促進を図る。
- (2) 大学等は、企業の経営環境やビジネスの実態への理解促進を図る。
- (3) 政府や地方公共団体は、先端技術やベンチャーへの初期市場の提供を図る。

### 橋渡し機能強化

- (4) 広範なネットワーク機能や様々なリソースの発掘・融合機能を持つ総合商社など、知的財産を核として技術の事業化、商品化に取り組む民間企業は、その経験・情報・ネットワークを最大限活かして、産学官連携活動に積極的に参画する。
- (5) 大学等は、企業との橋渡し機能として、TLOや商社等民間事業者の積極的活用を図るとともに、ベンチャー支援プログラムの充実を図るなど、新事業創出を支援する。
- (6) 企業及び大学等は、効率的な技術移転を促進するため、「テクノロジー・トランスファー方式」だけでなく、「マン・トランスファー方式」を通じた新事業の育成に努める。
- (7) 企業及び大学等は、LLP（リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ）制度などの活用により、創造的な産学連携共同事業を推進する。
- (8) 政府は、大学等と企業との橋渡し機能に関して成功事例を作成・公表する等、必要な情報を提供する。

### 3 . 円滑運用

大学等及び産業界は、円滑かつ効率的な産学官連携を大学等や企業の個別の問題ではなく、知的財産の活用フローのための社会システムという全体構造として認識し、その構造的安定性の確保に努める必要がある。このため、相互にミッションが異なることを理解した上で、知的財産に係る諸問題の解決に協力して対応するなど、創造性を持った知的財産運営に努める。

#### 研究と知的財産のバランス

- ( 1 ) 政府は、大学等において自由な研究環境が確保されるように他者の特許発明の使用円滑化を図るため、国費原資の特許発明についてのライセンスに関するガイドラインを整備する。
- ( 2 ) 大学等及び産業界は、このガイドラインの趣旨を十分理解し、その考え方を研究コミュニティ全体で共有化する。
- ( 3 ) 産学官は協力して、試験研究活動に対して特許権の効力が及ぶ範囲に関する国際シンポジウムを開催する。

#### 不実施補償問題の解決

- ( 4 ) 大学等及び産業界は、共同研究契約における共有特許のいわゆる不実施補償について、観念的な交渉に陥るのではなく、現実的な解決を図り速やかに共同研究に入れるよう、話し合いを進める。

#### 契約の柔軟化

- ( 5 ) 大学等・TLO及び企業は、産学連携に当たり、まず「契約ありき」ではなく、相互の立場を理解した真の連携を目指す。また、進展度合に応じた適切な契約を締結するなど、共同研究のスピーディーな開始を優先する。
- ( 6 ) 大学等・TLO及び企業は、双方がWin - Win関係になることを目指し、互いの実情や情報通信、バイオ、ナノテク・材料など、分野毎の課題が多様であることも勘案して適時適切な形態の契約実務を柔軟かつ迅速に行うよう努める。

- ( 7 ) 大学等は、個々の機関が、企業との共同研究等を実施する場合の考え方、知的財産の取り扱いルールを明確化するとともに、契約書のひな形等を必要に応じて外部に公表する。
- ( 8 ) 企業は、大学等との産学連携に係る判断基準や検討ステップ、契約等について記載した企業内ガイドラインを策定するなど、迅速な産学連携を行うための考え方を整理する。
- ( 9 ) 大学等やTLOは、「弁護士知財ネット」等知的財産に詳しい弁護士の活用や、企業等のセンスの良い法務経験者やライセンス交渉の実務経験者等を確保する。
- ( 10 ) 政府は、大学等が知的財産の取り扱いルール等を作成するために必要となる各種方針、事例集等必要な情報を提供する。

#### 業務重複負担の軽減化

- ( 11 ) 大学等は、知的財産権の活用等を通じた社会貢献に十分な時間と労力をかけることができるよう、研究、教育、産学官連携等のそれぞれの任務について、勤務形態の柔軟化に配慮したエフォート管理を導入するなどして、学内における適切な業務分担が行われるようにする。

#### 利益相反

- ( 12 ) 大学等は、それぞれの状況にふさわしい利益相反マネジメントに関するガイドラインを整備するなどして、可能な限りその判断基準を明確にする。
- ( 13 ) 政府は、その参考となる利益相反マネジメントに関する事例研究の結果を周知する。

### 4 . 基盤整備

大学等や企業の知的財産活動を活性化させるため、知的財産関連人材の確保育成や情報提供体制の整備など、知的創造サイクルの基盤を整備する。

#### 人材

- ( 1 ) 産学官は連携をとって、知的財産制度を支えるため、多種多様な

人材が求められていることを踏まえ、今後10年間で知的財産人材を現在の6万人から12万人に倍増する。

- (2) このため政府は、知的財産人材に関する現状とニーズを早急に広く網羅的に調査し、IT人材育成の経験や諸外国の状況を参考にして、創造・保護・活用の各分野における知的財産人材及び、知的財産戦略全体のプロデューサーや各分野間の橋渡し人材など、求められる役割や活用の場とそれに対応する人材像を明らかにした上で、そのような人材に求められるスキル(知識、技術・技能等)及び人材育成手段を明確化する。

さらに、そのような人材の育成計画について、今後10年間のロードマップを作成する。

- (3) 政府は、知的財産や技術に強い弁護士や、経営、国際分野に強い弁理士の増加を図るなど知的財産活動活性化のための高度な専門性、国際性を備えた知的財産専門人材を拡充する。

そのため政府は、ポストドクター等技術系人材が知的財産分野に進むインセンティブを措置する。また、大学等は、諸外国の教育・研究機関との連携を図るなど国際的な教育を推進する。

- (4) 大学等は、企業人、税理士、公認会計士などに対し、技術経営(MOT)プログラムや知的財産教育など社会人教育を施すことによって、経営、金融、税務、財務分野等のスキルに加え知的財産の活用に深い知見を有するマルチ人材を育成する。

- (5) 政府は、知的財産を事業化に結びつけるための人材を育成するため、若手研究人材に対してTLO、知的財産本部、大学発ベンチャー、ベンチャーキャピタル等でOJTの研修を支援する。

- (6) 大学等は、知的財産の創造・活用を円滑化するため、契約等に携わる実務担当者を積極的に確保・育成する。

- (7) 大学は、学生等に対して、技術や経営を含む知的財産に関する教育を実施する。

- (8) 企業は、技術系従業者に対しては知的財産と経営の両方に知見を有するよう、また、事務系従業者に対しては知的財産と技術の両方に知見を有するよう企業内教育を充実させる。

- (9) 政府は、知的財産分野における取組の経験や情報を共有するための知的財産人材ネットワークの形成を支援する。

情報

- ( 1 0 ) 大学等は、研究の効率的実施や無駄な特許出願の回避のため、論文情報と同じように特許情報も積極的に調査する。
- ( 1 1 ) そのため、政府は、2005年夏から運用開始予定の論文等の書誌情報と特許情報との統合検索システムのデータベース管理などの支援を行うとともに、大学等は、上記を始めとする論文や特許検索システムを積極的に利用する。
- ( 1 2 ) 政府は、学術情報ネットワークなどを通じて大学等の研究者のパソコンから特許情報や論文情報に高速かつ高機能で容易に検索できる環境の整備を行う。
- ( 1 3 ) 政府は、特許電子図書館（IPDL）に関し、関連外国出願の検索機能や特許審査で用いた従来技術情報の検索機能の追加、特許公報等PDFファイルの一括ダウンロードを可能とするとともに、テキスト検索(キーワード検索)の入力機能の向上や図面の画質向上などについても必要な措置を講じていく。またIPDLの機能向上と併せて、大学等において専用回線を介したIPDLの利用を可能とする。

## 研究

- ( 1 4 ) 科学技術、法学、経営学等の多様なアプローチに基づき、共同研究や異業種間交流及び人材の流動化などを促進し、知的財産に関する総合的かつ学際的・横断的な研究を充実することにより、知的財産学を確立し、発展させる。